



程島、中村、東島、西島、古津、西古津、朝日



滝谷本町、秋葉2丁目、中沢町、田家1~3丁目



車場、車場1・2丁目、田島、結

# 下水道へ早めに接続して きれいな水を守りましょう

市ではきれいな水環境をつくるため、昭和四十七年度から下水道整備を進めています。  
下水道を積極的に利用して、澄んだ川の流れを守りましょう。

供用開始区域では  
早めに下水道へ接続を

新たに下水道の供用が開始されるのは、十二〜十三区の図の区域です。

供用開始された区域では、くみ取り式便所は三年以内に、浄化槽を利用している便所は速やかに下水道に接続することが義務付けられています。また、台所や風呂などの生活排水すべてを下水道に流すことができるので、道路側溝や河川の汚れが少なくなり、清潔なまちづくりにつながります。

しかし、公共下水道工事をして下水道を使える地域を広げても、各家庭や事業所が下水道に接続しなければ、税金が有効に使われないだけでなく、公衆衛生の向上という下水道の目的や効果が十分発揮されません。  
新しく供用開始された地域でも、既に供用開始されている地

域でも早めに下水道に接続して、快適なまちづくりにご協力ください。

●供用を開始する日 3月31日 (水)

●供用を開始する区域 車場、車場1・2丁目、田島、結、古田、大鹿、滝谷本町、秋葉2丁目、中沢町、田家1〜3丁目、程島、中村、東島、西島、古津、西古津、朝日の各一部(約75%)

不要になった浄化槽も  
有効利用できます

下水道に接続することによって不要になった浄化槽に雨水を貯めて、草花の水やりや散水などに有効利用したり、豪雨時の排水路などへの負担を減らしたりすることが出来ます。  
市では、浄化槽を雨水貯留槽に転用する工事費の三分の二以内、八万円を限度として助成しています。

下水道認可区域外などは  
合併処理浄化槽を

市では、生活排水対策の一環として、下水道認可区域などを除く区域で、住宅に合併処理浄化槽を設置する人に左のように補助金を交付します。

■問い合わせ 下水道課維持管理係 内線534へ。

## 「合併処理浄化槽」設置費用の一部を補助

公共下水道認可区域外で、台所や洗濯、風呂などの排水とトイレの汚水を合わせて処理する「合併処理浄化槽」を新規に設置する場合に、設置費用の一部を補助しています。

- 対象となる地域 下水道の認可区域と農業集落排水事業区域などを除く地域
- 対象となる人 主に住宅(アパートなどを除く)として利用する建物に、合併処理浄化槽を設置する人
- 補助金の額

浄化槽の大きさ	補助金額	浄化槽の大きさ	補助金額
5人槽	375,000円	8~10人槽	555,000円
6・7人槽	438,000円	11~50人槽	1,044,000円

- 手続方法 手続や工事方法に不備があると、補助金の交付を受けられないことがあるので、下水道課維持管理係(内線534)へ必ず事前にご相談ください。



好きです！きれいなまち・新津

身近な自然・里山を歩こう

## ポイ捨てしな宣言!!



新津市内では、空き缶やタバコの吸い殻、ガムなどのポイ捨てが、条例により禁じられています。  
※市民と市内通行者に適用

違反者には  
指導・勧告・命令  
…最終的には5万円以下の罰金

市民生活課  
環境衛生係  
☎24-2111  
内線232

リフレッシュしに来ませんか?

# 木もれ陽の遊歩道

都市整備課  
公園緑地係  
☎24-2111  
内線585